

庄内広域水道企業団指名競争入札参加資格基準

令和8年4月1日

告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格を、次のように定める。

- 1 企業長が別に定める工事の請負については、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定により許可を受けた者で、別に定めるところにより、工事の種類及び設計金額ごとに、等級に格付されたもの。
ただし、鶴岡市、酒田市及び庄内町に営業所を有しない場合は、次に掲げる要件を満たす者とする。
 - （1）法第3条の規定により許可を受けていること。
 - （2）2年以上引き続き前号の許可を受けて業務を営んでいること。
 - （3）常時使用する従業員の数が5人以上であること。
 - （4）資本金が500万円以上であること。
- 2 前項以外の工事（軽微な工事を除く。）の請負については、法第3条の規定により許可を受けた者
- 3 軽微な工事の請負については、前項又は第5項に規定する者
- 4 予定価格1,000万円以上の製造の請負及び予定価格500万円以上の物件の買入れについては、2年以上引き続き業としてこれらの業務を営んでいる者
- 5 前項以外の製造の請負及び物件の買入れについては、1年以上引き続き業としてこれらの業務を営んでいる者又は常時使用する従業員の数が3人以上で、かつ、資本金が50万円以上の者

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。